

長時間・過密労働

が蔓延し、心身の健康を損なう人、さらには命まで落とす人が後を絶ちません。ブラック企業、ブラックバイト、働いても生活できないワーキングプアが大きな社会問題になっています。

健康を無視した働き方・働かせ方を規制し、1日8時間、週40時間以内の労働でまともに暮らせる職場・社会にするためにあなたの協力が必要です。



- 長時間労働・不払い残業をなくそう
- 8時間働けばまともに暮らせる賃金を
- 同一労働同一賃金、均等待遇の実現
- 最低賃金どこでも誰でも
今すぐ時給1000円以上、そして1500円

安心して働ける
職場・社会に！

労働組合に入って

STOP! マタハラ

2017年1月から

改正育児介護休業法が施行されています。

妊娠中の体と健康を守るために、仕事と育児・介護の両立のために、男女雇用機会均等法、労働基準法、育児介護休業法が定められています。マタハラや妊娠出産・育児介護に伴う不利益取り扱いが法律で禁止されています。

「妊娠したら退職勧奨をうけた」「産休・育休を取ったら降格された」などは法律違反です。また、妊娠中は、本人が申し出れば、残業や休日・深夜労働をさせてはなりません。育児休業も1歳まで取得する権利があります（保育所などに入れない場合は2歳まで延長する法改正も予定）。

法律を詳しく知りたいひとにもホットラインにぜひご相談を。

全労連には、さまざまな分野・産業で働く仲間が参加し、職場や産業別の要求や課題に取り組みながら、働く人のくらし、権利を守る活動をしています。労働組合には、仲間同士の助け合いによる共済があります。

全都道府県で地域ごとに組織をつくり、地域の課題や労働相談など、安心して生活できる社会の実現に向けて取り組みを進めています。

パート・アルバイトでも、ひとりでも入れる労働組合があります

 **全労連** 全国労働組合総連合
〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4

www.zenroren.gr.jp

全労連 検索



有期契約で働く仲間みなさんに

朗報です！

ご存知ですか？

2018年4月から 有期雇用契約が更新され続けて5年を超えた場合

「無期労働契約」への**転換**を申し込むことができます。

「これまで、何年も有期雇用契約で働いてきた」

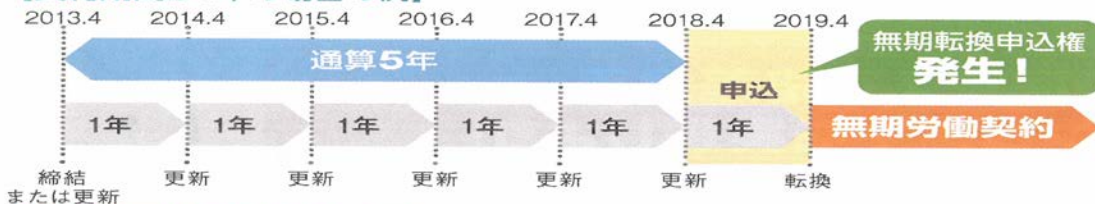
「いつ雇止めされるかわからない」

「病欠や有給も、『契約更新されないのでは』と取れない」

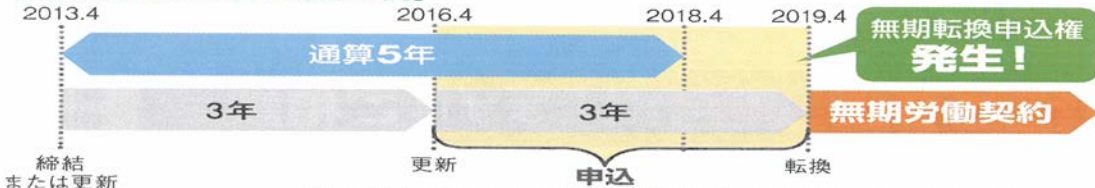
「労働組合に入りたいけれど、入った人は雇止めされてしまった」

そんな不安を解決しましょう！

【契約期間が1年の場合の例】



【契約期間が3年の場合の例】



転換は有期契約労働者の権利です！

ただし、無期契約への転換のためには、

事業主に申し入れなければなりません。

2013年4月1日以降の有期労働契約が対象。同じ使用者との通算5年を超える契約期間であること、契約更新回数1回以上が条件。

こんなことは、法律違反！

「何年も働いてきたのに、契約が打ち切れそう」

「契約更新を条件に『無期転換の申し入れをしないように』と言われた」

「無期転換したら労働条件が下げられる」

労働組合が

力になります。

